

第152期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

主要な事業内容

主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に

適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に

適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第152期（2019年4月1日～2020年3月31日）

川崎汽船株式会社

本内容は、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

ドライバルクセグメント	ドライバルク事業
エネルギー資源セグメント	油槽船事業、電力炭船事業、液化天然ガス輸送船事業、海洋資源開発事業
製品物流セグメント	自動車船事業、物流事業、近海・内航事業、コンテナ船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	134,986
株式会社日本政策投資銀行	77,009
三井住友信託銀行株式会社	71,252
株式会社三菱UFJ銀行	49,909
農林中央金庫	27,320

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等	90百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	166百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額については区分して記載していません。
- なお、当社の重要な子会社等のうち INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.、「K」LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED、「K」LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED、K LINE OFFSHORE AS、「K」LINE PTE LTD、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE.LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。
- 2.当事業年度に係る上記報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬13百万円があります。

(3) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、取締役会が内部統制システムを構築し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。

以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）をグループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を図っています。
- ② 取締役会で選任された執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしています。
- ③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
- ④ 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しています。
- ⑤ 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
- ⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」及び「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進しています。

- －船舶事故（海洋汚染含む）
- －大災害
- －コンプライアンス上の問題
- －その他の経営上のリスク

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、毎月1回以上開催しています。
なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。
取締役会に加え、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して社長執行役員の意思決定に資する体制を整備しています。
- (5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。
- ① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。さらに当社は、「グループ経営懇談会」を年2回開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。
- ② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務付けており、危機管理委員会等において対応することとしています。
- ③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしています。
- ④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。
また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、「監査役を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）を任命し、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事させています。

- (7) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社は、「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者は、原則として他の職務を兼任せず、やむを得ず兼任を命ずる場合は監査役会の事前同意を得るものとしています。また、監査役補助者の業績評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動については監査役会の事前同意を得ることとしています。
- (8) 当社の監査役・監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。
- (9) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役、執行役員及び従業員は、「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査役に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査役会に報告することとしています。取締役は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。さらに、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査役会に適宜報告を行うとともに、監査役会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。
グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査役に報告するものとしています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報の共有に努めています。
- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査役への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めています。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還及び債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還及び債務の処理を行っています。
- (12) その他、当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力しています。
- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を、「グループ企業行動憲章」にて宣言しています。

当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に取れる体制を構築しています。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取組みの状況

「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取組みとして、以下を実施しました。

- ①2017年1月に制定した「川崎汽船グループ グローバルコンプライアンスポリシー（以下、「グローバルポリシー」という。）」は、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制を強化するためのもので、当社及びグループ会社役員に遵守を義務づけています。また、専任部署によるセミナー開催、ガイドブック配布、専門委員会の活動等を通じて、グローバルポリシーが当社及びグループ会社役職員の日常業務の行動指針となるよう取り組んでいます。
- ②国内外の競争法コンプライアンスに関して、役職員に対しては独占禁止法遵守規程の遵守を徹底させ、専任部署による継続的な教育・啓蒙活動の推進を通じて競争法に関するコンプライアンスの意識を徹底すべく、更なる強化に取り組んでいます。また、業務監査を実施し、コンプライアンスに向けた施策の実施状況を監視・監督しています。同業他社との接触についても、接触の性質に応じて事前の届出及び承認、内容の記録作成・保存等を厳格に運用しています。
- ③贈収賄防止の実効性を高めるために、グローバルポリシー（反贈収賄法個別ポリシー含む）に基づき、当社は、腐敗のない海運業界を目指した取組みを行っているMaritime Anti-Corruption Network (MACN) のメンバーとして、反腐敗・贈収賄防止の取組みを強化しています。
- ④2019年11月にグローバルポリシー（経済制裁・反マネーロンダリング個別ポリシーの追加）を改正し、当社及びグループ会社役員に当社グループのビジネスに対して適用される経済制裁規制並びに反マネーロンダリング及びテロ資金供与に関するルールの遵守を徹底しています。
- ⑤当社は、海外グループ会社からの経営上のリスクに係る情報を早期に把握し、一元的に管理するため、2018年10月にグローバルホットライン制度を導入しました。当社及び国内グループ会社を対象にしたホットライン制度は既に導入されており、ともに通報に関する情報の秘密保持及び通報者等の保護の徹底が図られています。また、これらの制度を2019年6月に一部改正し、通報者がより安心して相談・通報ができる体制を整備しました。
- ⑥社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を通じて、当社及びグループ会社のコンプライアンスを担保するための方針及びコンプライアンス違反に対する対応措置を審議しています。また、コンプライアンスの最高責任者であるCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）のもと、組織全体のコンプライアンス体制を強化しています。

⑦毎年11月をコンプライアンス月間と位置づけ、当社及びグループ会社役員にコンプライアンスの重要性を再認識させるため、社長メッセージを配信するとともに、コンプライアンスeラーニング研修、外部講師を招いたコンプライアンスセミナーを開催しています。また、階層別人事研修の中でコンプライアンス研修を実施し、個別テーマ（インサイダー取引規制、ハラスメント防止等）セミナーも、適宜開催しています。このほかにも、特に注意喚起を要するコンプライアンス関連の重要事項を「コンプライアンス通信」として、適宜配信しています。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取組みの状況
危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する危機管理委員会を2回開催しました。また、船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2019年10月に実施しました。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取組みの状況

取締役会は社外取締役4名を含む取締役10名で構成され、14回開催しました。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。

また、経営会議は取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席し、43回開催しました。新規案件検討時の取組み方針や留意すべき事項を確認し、社長執行役員等が重要事項の決定に資するよう協議しました。

(4) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取組みの状況

当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社で必要な諸規則を定めさせました。さらに、当社は「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。

①グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、グループ会社との間で情報交換を行うべく、グループ経営懇談会を2回開催しました。

②グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、コンプライアンス委員会等において対応しています。

③「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けています。

(5) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制に対する取組みの状況

当社の取締役、執行役員及び従業員は「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当社の所定部署を経由して、報告案件に応じて監査役又は監査役会に報告する体制を整備しています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報の共有に努めています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	75,457	1,383	16,692	△2,381	91,152
会計方針の変更による累積的影響額			19		19
会計方針の変更を反映した当期首残高	75,457	1,383	16,712	△2,381	91,172
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			5,269		5,269
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		2	1
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減		△0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		12,340			12,340
土地再評価差額金の取崩			24		24
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動			43		43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	12,339	5,337	1	17,679
当 期 末 残 高	75,457	13,723	22,050	△2,379	108,852

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	4,414	2,999	4,655	4,063	△3,710	12,423	77,657	181,233
会計方針の変更による累積的影響額								19
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,414	2,999	4,655	4,063	△3,710	12,423	77,657	181,253
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する当期純利益								5,269
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								1
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減								0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								12,340
土地再評価差額金の取崩								24
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動								43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,266	△6,152	△24	△8,885	△851	△20,179	21,480	1,300
当 期 変 動 額 合 計	△4,266	△6,152	△24	△8,885	△851	△20,179	21,480	18,980
当 期 末 残 高	148	△3,152	4,631	△4,821	△4,562	△7,756	99,138	200,234

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 279社
主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。
当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点よりKLKGホールディングス(株)を含む合計5社を連結の範囲に含めました。
また、売却及び清算により合計18社を連結の範囲から除外しています。
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社として、千葉港栄(株)があります。
なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用会社の数 40社
持分法適用会社のうち非連結子会社数は15社で、主要な会社として芝浦海運(株)があります。関連会社数は25社で、主要な会社としてOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. があります。
当連結会計年度から、重要性の観点よりARTEMIS GAS 1 SHIPPING INC.を含む合計4社を持分法適用の範囲に含めました。
また、清算により2社を持分法の範囲から除外しています。
 - (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社
非連結子会社(千葉港栄(株)他)及び関連会社(防災特殊曳船(株)他)はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。
 - (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は10社あり、これらのうち4社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社6社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- | | |
|-----------|--|
| 満期保有目的の債券 | : 償却原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | : 主として移動平均法に基づく原価法 |

②たな卸資産

- | |
|---------------------------------------|
| : 主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
|---------------------------------------|

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|------------|---------------------------|
| 船舶 | : 定額法及び定率法を各船別に選択適用しています。 |
| その他の有形固定資産 | : 主として定率法 |
- ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

- | |
|-------|
| : 定額法 |
|-------|
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

- | | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | : 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。 |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 |
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

- | |
|---|
| : 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。 |
|---|

②賞与引当金

- | |
|--|
| : 従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。 |
|--|

- ③役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に充てるため、一部の連結子会社で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
 - ④役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
 - ⑤特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
 - ⑥独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
 - ⑦関係会社整理損失引当金 : 関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
 - ⑧株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
 - ⑨傭船契約損失引当金 : 貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により費用処理しています。
- (5) 海運業収益及び海運業費用の計上方法
航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。
- (7) 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

- (8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
- (9) 消費税等の会計処理
税抜方式によっています。
- (10) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。
(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。
- (11) のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却を行っています。

会計方針の変更に関する注記

(IFRS第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準(IFRS)を適用している在外連結子会社及び在外持分法適用会社において、IFRS第16号「リース」(2016年1月13日。以下「IFRS第16号」という。)を、当連結会計年度より適用しています。IFRS第16号の適用により、借手のリース取引については、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識しています。当該基準の適用にあたり、経過措置として認められている当該基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しています。

この結果、当連結会計年度の期首の資産が10,265百万円増加、負債が10,245百万円増加、利益剰余金が19百万円増加しています。資産の増加は使用权資産、負債の増加はリース債務の増加によるものです。なお、この変更により、従来の方法に比べて当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が2,145百万円減少しています。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、別掲していた「未払金」(前連結会計年度56,058百万円)は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他流動負債」に含めています。

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において、「その他特別利益」に含めていた「関係会社清算益」(前連結会計年度241百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲していません。
- (2) 前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「投資有価証券評価損」(前連結会計年度0百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲していません。

追加情報

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の今後の広がり方や収束時期に関しては不確実性が高く、先行きの情勢を見極めることは困難な状況となっています。当社グループにおいては、減損の兆候の判定における翌連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）以降の営業活動から生ずる損益の見込みや、減損の兆候がある資産又は資産グループに関する将来キャッシュ・フローの見積りについては、影響を及ぼすと考えられる入手可能な情報を総合的に勘案し、当該感染症の影響が及ぶ期間につき、翌連結会計年度上期に主な影響を受け、同下期まで一定の影響を受けるという仮定を置いた上で、その達成に一定のストレスを考慮して算定しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	284,094百万円
投資有価証券	19,051百万円
その他	1,482百万円
合計	304,628百万円

上記投資有価証券19,051百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	64,348百万円
長期借入金	160,487百万円
合計	224,835百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	434,991百万円
----------------	------------

3. 偶発債務

保証債務	12,775百万円
追加出資義務等	3,210百万円

4. 土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、若しくは第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）	△2,977百万円

5. その他

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

当社グループは、当社又は連結子会社が借船したコンテナ船を備船者に定期貸船しています。貸船料は備船市況の変動に一定の影響を受けるため、貸船料が借船料を下回るリスクがあります。当社グループの備船契約への対応方針や備船市況の動向によっては当該事象に関連する損失が合理的に見積り可能な状態となり、追加の引当金の計上が必要となる可能性があります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数
普通株式 93,938,229株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。
船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。
デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。
2. 金融商品の時価等に関する事項
2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	115,394	115,394	－
(2) 受取手形及び営業未収金	60,022	60,022	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3	3	0
②その他有価証券	7,409	7,409	－
③関係会社株式	936	1,556	619
(4) 支払手形及び営業未払金	(47,673)	(47,673)	－
(5) 短期借入金	(104,576)	(104,584)	△8
(6) 社債	(7,000)	(6,686)	313
(7) 長期借入金	(379,104)	(379,135)	△30
(8) デリバティブ取引	(4,737)	(4,777)	△39

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「(8)デリバティブ取引」）については、（ ）で表示しています。

(注1)

- (1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)支払手形及び営業未払金、(5)短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「(5)短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「(7)長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。
- (3)有価証券及び投資有価証券
債券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっています。株式の時価については、取引所の価格によっています。
- (6)社債
社債の時価については、主として市場価格に基づき算定しています。
- (7)長期借入金
長期借入金の時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。
- (8)デリバティブ取引
デリバティブ取引によって生じた債権・債務を純額で表示しており、時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっています。

(注2)

非上場株式（連結貸借対照表計上額142,645百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,083円88銭
1 株当たり当期純利益	56円50銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	200,234百万円
普通株式に係る純資産額	101,095百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	666千株

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純利益	5,269百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	5,269百万円
普通株式の期中平均株式数	93,272千株

重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、2018年3月20日に締結しました、コミットメントライン契約による資金調達を2020年4月20日に実行しました。本資金調達の概要は以下のとおりです。

本資金調達の概要

(1) 資金用途	運転資金
(2) 借入先の名称	株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケート団
(3) 借入金額	476億円
(4) 借入実行日	2020年4月20日
(5) 返済期限	2020年9月30日
(6) 担保提供資産又は保証の内容	なし

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	其 他 利 益 剰 余 金 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	75,457	1,300	1,300	307	△68,884	△68,576	△2,333	5,847	
当 期 変 動 額									
圧縮記帳積立金の取崩				△72	72	-		-	
当 期 純 利 益					25,430	25,430		25,430	
自己株式の取得							△1	△1	
自己株式の処分							2	2	
自己株式の処分差損					△0	△0		△0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△72	25,503	25,430	1	25,431	
当 期 末 残 高	75,457	1,300	1,300	234	△43,381	△43,146	△2,331	31,279	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,264	6,263	2,057	11,586	17,433
当 期 変 動 額					
圧縮記帳積立金の取崩					-
当 期 純 利 益					25,430
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					2
自己株式の処分差損					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,254	△1,031	-	△4,286	△4,286
当 期 変 動 額 合 計	△3,254	△1,031	-	△4,286	21,145
当 期 末 残 高	10	5,232	2,057	7,300	38,579

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

: 移動平均法に基づく原価法

②満期保有目的の債券

: 償却原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

: 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

: 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産

: 移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①船舶

: 定額法

②その他の有形固定資産

: 定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。
- (2) 賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (3) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
数値計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。
- (4) 特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
- (5) 独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- (6) 関係会社整理損失引当金 : 関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
- (7) 株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
- (8) 備船契約損失引当金 : 貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当事業年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。

4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6. 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。
7. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
8. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
9. 消費税等の会計処理
税抜方式によっています。
10. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。
(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、別掲していた「投資有価証券売却益」(前事業年度1,583百万円)は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別利益」に含めています。

追加情報

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の今後の広がり方や収束時期に関しては不確実性が高く、先行きの情勢を見極めることは困難な状況となっています。当社においては、減損の兆候の判定における翌事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)以降の営業活動から生ずる損益の見込みや、減損の兆候がある資産又は資産グループに関する将来キャッシュ・フローの見積りについては、影響を及ぼすと考えられる入手可能な情報を総合的に勘案し、当該感染症の影響が及び期間につき、翌事業年度上期に主な影響を受け、同下期まで一定の影響を受けるという仮定を置いた上で、その達成に一定のストレスを考慮して算定しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	44,782百万円
投資有価証券	5,718百万円
関係会社株式	19,500百万円
合計	70,001百万円

上記船舶44,782百万円のうち713百万円、投資有価証券5,718百万円及び関係会社株式19,500百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達に担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	6,242百万円
長期借入金	29,778百万円
合計	36,020百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	107,885百万円
----------------	------------

3. 偶発債務

保証債務等

150,011百万円

(保証債務等には保証予約が含まれています。また、他社による再保証額170百万円を控除して記載しています。)

追加出資義務等

8,712百万円

上記保証債務等150,011百万円のうち、当社が船舶保有子会社から定期備船している船舶に係る設備資金の借入等に対するものは、95,310百万円です。

4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	△978百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	15,043百万円
長期金銭債権	19,106百万円
短期金銭債務	28,525百万円
長期金銭債務	3,053百万円

6. その他

当社は、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社を含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

当社は、当社が借船したコンテナ船を傭船者に定期貸船しています。貸船料は傭船市況の変動に一定の影響を受けるため、貸船料が借船料を下回るリスクがあります。当社の傭船契約への対応方針や傭船市況の動向によっては当該事象に関連する損失が合理的に見積り可能な状態となり、追加の引当金の計上が必要となる可能性があります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引による取引高	営業収益	75,397百万円
	営業費用	183,962百万円
営業取引以外の取引高		13,741百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	641,683株
------	----------

株式給付信託（BBT）に関する資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する自己の株式数につき、当事業年度末446,000株は自己株式数に含まれています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	392百万円
賞与引当金	174百万円
特別修繕引当金	44百万円
投資有価証券等評価損	7,206百万円
退職給付引当金	144百万円
減損損失	1,250百万円
海運業未払金自己否認額	3,001百万円
税務上の繰延資産	1,131百万円
傭船契約損失引当金	5,102百万円
税務上の繰越欠損金	75,087百万円
繰越外国税額控除	1,968百万円
その他	739百万円
繰延税金資産 小計	96,244百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△75,087百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△20,985百万円
評価性引当額 小計	△96,072百万円
繰延税金資産 合計	172百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△93百万円
留保金課税	△81百万円
繰延ヘッジ利益	△2,276百万円
その他有価証券評価差額金	△4百万円
その他	△1,074百万円
繰延税金負債 合計	△3,530百万円
差引：純額（繰延税金負債）	△3,357百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	ケイラインネクスト センチュリー合同会社	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の 借入 (注1)	45百万円	関係会社 長期借入金	50,184百万円
関連会社	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (注2)	-	備船契約等 役員の兼任	備船料の 受取等 (注3)	51,082百万円	海運業未収金	842百万円
						リース投資資産	240百万円

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して金利を決定しています。

(注2) OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.は、当社の持分法適用関連会社であるオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社が、その議決権の100%を直接所有している同社の子会社です。

(注3) 備船料の受取等については、市場価格及び調達価格を勘案して協議のうえ、価格を決定しています。

3. 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	413円52銭
1株当たり当期純利益	272円58銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	38,579百万円
普通株式に係る純資産額	38,579百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	641千株
損益計算書上の当期純利益	25,430百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	25,430百万円
普通株式の期中平均株式数	93,296千株

重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、2018年3月20日に締結しました、コミットメントライン契約による資金調達を2020年4月20日に実行しました。

なお、本資金調達の詳細については、連結注記表における「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。